

始良市新学校給食センター整備・運営事業
入札説明書等に関する第2回質問への回答

令和6年10月4日

始 良 市

事業契約書(案) 契約書及び契約約款に関する質問への回答

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1		○	3	3		16	3			設計の変更	貴市に負担いただく費用については、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2		○	6	4	2	28	1			工期の変更による費用負担	貴市に負担いただく費用については、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3		○	8	4	4	33	2			建設工事中に第三者に及ぼした損害	貴市に損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4		○	8	4	5	35	1			設計及び建設工事等業務の契約保証	設計及び建設業務の契約保証は本契約締結と同時に記載がございますが、本契約締結は議会承認日と同日となる理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5		○	9	4	6	38	1			引渡し期日の変更	貴市に損害額等をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6		○	11	5	1	46				維持管理及び運営業務開始の遅延	貴市に追加費用等をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7		○	18	8		66				談合その他の不正行為に係る甲の解除権	基本協定書において、同様の主旨で談合等にかかる解除事由および違約金の定めがあり、構成企業及び協力企業が違約金や損害賠償を負担する定めになっておりますので、責任分担は同協定書上で手当てされていること、SPCに過大な違約金負担を課すことを回避し、円滑なプロジェクトファイナンスによる資金調達を実施すべく、事業契約上についても構成企業及び協力企業が違約金や損害賠償を負担する定めとしていただく、または本条の削除についてご検討いただけませんか。	原案のとおりとします。
8		○	22	9		71	3	(1)		法令変更に係る協議及び追加費用の負担	貴市に負担いただく増加費用等については、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9		○	22	10		72	3			不可抗力に係る協議及び追加費用の負担	貴市に負担いただく増加費用等については、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

事業契約書(案) 契約書別紙に関する質問への回答

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
1	2	28						モニタリング及びペナルティの考え方	施設整備業務にかかるサービス対価については、維持管理運営業務期間におけるモニタリングによる減額対象外という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	4	31	1	(1)				支払方法	割賦の初回計算期間は引渡し～令和10年1月末という理解でよろしいでしょうか。(本施設、配膳室整備とそれぞれの引渡し時期から起算という理解でよろしいでしょうか)。若しくは別紙4、1項、(1)に記載の通り、本施設・配膳室整備共に配膳室整備引渡し後からになるでしょうか。	本施設、配膳室整備対象校ともに、配膳室整備対象校の引渡し後から計算してください。
3	4	32	3	(1)				支払方法	本施設に関し令和9年10月は一時金の支払いのみ行われ、割賦金の支払いは令和10年1月より開始される理解でよろしいでしょうか。 (表3の2配膳室整備の割賦支払いも同じく1月開始とし、10月は0と入力すればよいでしょうか)	前段:お見込みのとおりです。 後段:お見込みのとおりです。
4	4	33	表3					設計及び建設工事等業務のサービスの対価の金額及び支払いスケジュール	表3/表3の1に支払時期(請求年月)と記載がございますが、請求書を貴市が受領する月なのか支払う月なのかご教示頂きたい存じます。また、表4には請求年月の記載はございませんが、こちらも問題ないか併せてご回答お願いいたします。	前段:事業契約書別紙4の3支払方法(1)に記載のとおり、年4回の割賦方式(4月、7月、10月、1月)に支払います。 後段:表4も同様です。

要求水準書に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
1	20	第2	3	3	イ				駐車場	①にて業務従事者用の駐車場として必要台数を適宜確保するように整備することと記載されておりますが、②の要件を満たすとすると現在の予定地では、業務従事者用の駐車台数を確保することが難しいと考えております。その場合は、新たな予定地を確保いただけるのでしょうか。それとも事業者側で確保するのでしょうか。また、その費用について本事業予算に見込むのでしょうか。	隣接する小学校給食室別棟の駐車場の一部(20台程度)を事業者用駐車場として利用できるようにします。その上で、不足する分を事業者側で確保する場合は、その費用を入札価格に含めてください。
2	59	第3	5	(9)	ケ	(キ)			食物アレルギー対応食調理	「炊飯は、食物アレルギー対応食専用の炊飯機器で調理すること。」とありますが、アレルギー対応食は最大1品/日のため、対象者への一日あたりの提供容器は1人につき最大1つでの提供で問題ない(炊飯+アレルギー対応食1品の提供はない)との理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に関する個別対話の回答の要求水準書(案)No.2では、「アレルギー対応食は最大1品を想定」と回答しましたが、原則、最大1品ではあるものの、対象者のアレルギーの状況によっては、アレルギー対応食が1品以上になる場合も稀にあります。これは、炊飯についても同様です。
3	資料14								想定献立表及び手配表(参考)	スパニッシュオムレツの調理手順で野菜等を順に炒め、最後にたまごとマヨネーズを加えた後に温度確認し、取上げ・カップに入れて焼かれています。スクランブルエッグ状にしたものをカップに入れて焼くという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	資料14								想定献立表及び手配表(参考)	ポークカレーの豚もも肉等、豚肉は切り方の記載がありますが、本施設で肉魚類のカット作業があるということでしょうか。ある場合は、豚肉の他にどのような食材がありますでしょうか。	肉・魚をセンターでカットすることは想定していません。想定献立に記載の肉・魚の切り方については、その形状で納品されるという意味になります。
5	資料14								想定献立表及び手配表(参考)	肉の切り方の記載がありますが、カットされた肉の納品ではなく、給食センターでカットするのでしょうか。また魚も同様でしょうか。	No.4参照。
6									要求水準書(案)に関する質問への回答 No.64	廃油のセンター内での保管は事業者の業務で、廃油の回収業務は市の業務と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7									要求水準書	北山小への配送予定の牛乳は本施設に入荷後に学校へ配送予定ですが本施設での牛乳の保管については専用の冷蔵庫ではなく添物用の冷蔵庫内での保管で問題ないでしょうか？	北山小学校分とセンター職員分の牛乳を保管する牛乳保管庫を設けてください。

落札者決定基準に関する質問への回答

No	本編	別紙 番号	頁	第1	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1		3					VI 運営業務に関する事項	「主な対応様式」に(G-6)がありませんが、「審査項目」の(6)に該当しますでしょうか。また、「審査項目」(7)の「主な対応様式」は(G-8)でなく(G-7)、(8)の「主な対応様式」は(G-9)でなく(G-8)でしょうか。	ご指摘のとおり、落札者決定基準の主な対応様式の表記について修正します。
2		3					VI 運営業務に関する事項	評価視点で(3)②自主検査等と(4)衛生検査にはどのような違いがありますでしょうか。	(4)衛生検査は、要求水準書の衛生管理業務に規定している各種の検査を指し、(3)②自主検査(セルフモニタリング)は、衛生検査以外も含めた給食調理業務全般の実施手順、実施方法等のセルフモニタリングを指します。

様式集(提案審査)に関する質問への回答

No	本文	様式番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1		A-3				入札書	<p>第1回目の質疑(提案審査に関する質問No11)にてご回答いただいておりますが、再度のご質問になります。</p> <p>様式A-3に記載する提案価格(消費税及び地方消費税相当額を含む。)は以下①、②どちらのパターンになるかご回答をお願いいたします。</p> <p>①提案価格(消費税及び地方消費税相当額を除く。)から割賦金利を除いた金額の10%を加算した金額</p> <p>②様式A-4の各サービス対価(割賦金利除く)の10%をサービス対価に加算した金額の合計</p>	<p>様式A-3に記載する入札価格は、ご提示いただいた①、②のどちらでもありません。様式A-3の入札価格は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額で記載してください。</p> <p>なお、消費税及び地方消費税相当額を含めた総額については、施設費(様式A-4別表1「1割賦原価」、開業準備費、維持管理費、運営費、その他の費用のそれぞれの合計額に、当該額に係る消費税及び地方消費税相当額並びに割賦手数料を加えた金額となります。</p>
2		J-1				資金調達計画書	<p>様式 J-1の備考欄※5には「外部借入における資金提供者については、関心表明書等を提出した金融機関等を必ず含むものとし、その写しを添付すること。～」と記載がありますが、それ以外の地元企業からの関心表明書、バックアップにかかる表明書などについても、添付書類としてもよいのでしょうか。それとも記載のないもの以外の添付は認められないのでしょうか。</p> <p>仮に添付書類としてもよいとのことであれば、添付する場所は事業者の提案としてもよいのでしょうか。</p>	<p>金融機関以外の関心表明書については、添付は認めません。</p>
3						様式集(提案審査)に関する質問への回答No.2	<p>押印が必要な様式A-1・A-5の副本は、正本の写しで問題ないとの理解でよろしいでしょうか。また、提出方法の指定はないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>前段:お見込みのとおりです。</p> <p>後段:お見込みのとおりです。</p>